

《手配旅行取引条件書（国内・海外共通）》

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング（東京都港区芝 2-3-3 芝二丁目大門ビルディング 2 階・観光長官登録旅行業第 1796 号、以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）によります。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
- (5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）をお支払いいただきます。

※取扱料金については別紙「旅行業務取扱料金表」にてご確認ください。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料・違約料、その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。クレジットカード利用の場合のご旅行契約の成立は、ご請求額に対し、お電話またはご来社で頂いたカード情報の有効が確認された時点となり、同時にカード決済となります。お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由で、ご旅行代金や変更料、取消料の一部、又は全部をカード決済できない場合には、通信契約の締結をお断りする場合がございます。その際は、お電話又はメール等で速やかにご連絡致します。
- (3) 本項 (2) の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく旅行契約が成立いたします。
 - ① 申込金のお支払いを受けることなく、手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合。（書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAX および E メールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります）
 - ② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を交付した場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
 - ③ 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（e チケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡す場合、当社が口頭によりお申込を承諾した時点で契約は成立いたします。
- (4) 申込金は、お一人様につき 2 万円以上全額まで、ピーク時期（4/25～5/5、8/5～8/15、12/20～1/5）のご出発はお一人様につき 3 万円以上全額までとさせていただきます。ただし、PEX 航空券、発券期限付き事前購入型割引航空券、海外発航空券など発券期限のある航空券や、航空会社の都合、鉄道チケット手配、観劇チケット手配、キャンペーンなど、別途期限がある場合には別途当社が指定する期日までに申込み、または全額をお支払いいただきます。
- (5) お申込み及び申込書への記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

4. 申込条件

- (1) お申込み時点で 20 才未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で 15 才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込み時にお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) 改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。これらの場合、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とさせていただきます。
- (4) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申込をお断りする場合があります。
- (5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込をお断りする場合があります。
- (6) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込をお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更料及び取消料を除きます)をいいます。
- (2) 航空券代金とは運賃本体(平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等)、付加運賃(燃油サーチャージ等)と空港諸税(空港施設使用料、通行税等)、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険料は運賃本体と別途にご請求させていただきます。
- (3) 旅行代金は請求書に記載した期日までにお支払いいただけます。ただし、格安航空券、PEX 航空券、早期割引航空券、海外発航空券、ビジネス・ファーストクラス航空券など発券期限のある航空券や、航空会社の都合、鉄道チケット手配、観劇チケット手配、キャンペーンなど、別途期限がある場合には別途当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

6. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 発券手数料、空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただけます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券の大人・子供・幼児の種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。
- (3) 本項(2)の規定にかかわらず、発券時に、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、本項(2)で確定した日本円換算額との差額(契約成立時と発券時の差額)を追加徴収、返金させていただきます。
- (4) 空港諸税・燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

7. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。

(3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。

※ 変更についての規定及び変更料・変更手数料については、お申込の旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

9. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客様がお申込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出日により取消料の額に差が生じることもあります。）

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用。
- ③当社所定の取消料金（取消手数料）

※ 取消についての規定及び取消料・取消手数料については、お申込の旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- ②お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用。
- ③当社所定の取消料金（取消手数料）

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

10. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

1 1. 当社の責任

- (1) 当社の責任は、第2項(2)にて記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り)。
- (3) 手荷物について生じた本項(2)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。尚、現金、貴重品、重要書類、撮影済フィルム、その他壊れ物などについては賠償の責を負いません。お客様の故意、過失その他お客様の責による損害は補償の責を負いません。

(4) 免責事項

当社のお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由(以下に例示)により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ①天災地変、動乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、また旅行日程が変更された場合。
- ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ③運送機関の運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮。
- ④官公署の命令、外交区の出入国規制、伝染病による隔離によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ⑤航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合
- ⑥お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効になった場合
- ⑦お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合。
- ⑧お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合。
- ⑨旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
- ⑩パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
- ⑪お客様のご都合又は乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合。

1 2. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社のお客様から損害の賠償を申受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道

普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

- (4) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

1 3. お客様が出発までに実施する事項……………

- (1) ご旅行に要する旅券及び残存有効期限の確認・査証及び査証欄余白頁の確認、再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申受け、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合は、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお当社以外の業者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱業者となります。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 渡航先（国又は地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。
- (4) 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

1 4. 個人情報保護方針……………

旅行申込書、資料請求、旅行お見積り、イベントのお申し込みなどでお伺いしたお客様の個人情報（氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、パスポート番号、メール・アドレス、住所、勤務先等）の利用に関し、当社は適法な利用目的の範囲内において、業務の遂行上必要な場合に限り利用いたします。当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。当社は、取り扱う全ての個人情報について、正確性を保ち、安全に管理するとともに、不正アクセス、紛失、破壊、漏洩等のリスクに対する適切な対策を講じます。

- (1) 資料請求、旅行お見積り、イベントのお申し込みなどにお伺いしたお客様の個人情報について、当社は、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。この他当社では、①旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内②アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い③統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 旅行契約、契約手続き等をお申込み頂いた場合、当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。この他当社では①旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内②アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い③統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。④お申込み頂いた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配の為に、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し必要な範囲内で提供させていただきます。⑤査証取得手続きの為に、大使館などの機関に対し提供させていただきます。
- (3) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。①お客様ご本人から事前に同意がある場合。②旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先、大使館などの機関に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。③法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合。

1 5. 旅行条件・旅行代金の基準……………

この旅行条件は 2020 年 7 月 1 日を基準としています。また旅行代金は、2020 年 8 月 1 日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

1 6. 通信契約の旅行条件……………

- (1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料、取消手数料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファク

シミリその他の通信手段によるお申込を受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。

- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約により旅行契約は、電話によるお申込の場合は当社がお客様からのお申込を承諾したときに成立するものとします。郵便の場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発送したときに成立するものとし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料・取消手数料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項の（5）により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行代金・取消料・取消手数料等の一部または全部を提携会社のカードによって返済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

17. その他……………

- (1) 旅行代金の返金に関するご注意
当社では、お客様のご都合による取消の場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。なお、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。返金は、お客様の銀行口座への振込み、又はクレジットカード決済を行われた場合にはクレジットカードを介しての返金とさせていただきます。
- (2) 航空会社のマイレージについて
航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。またマイレージに関しての責任は当社では負いかねます。
- (3) 航空会社での無料受託手荷物について
航空会社の受託手荷物については、無料で預れる手荷物の量に制限があります。制限を越えると、超過手荷物料金が必要です。方面及び航空会社ごと異なりますので航空会社等にご確認ください。
- (4) お申込のお名前について
お申込のお名前はパスポートのスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。
- (5) 搭乗手続きについて
航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。
- (6) 格安航空券の基本的利用条件として、飛行ルートの変更・払戻し・他航空会社への乗換えができない（指定された航空会社しか利用できない）、途中降機（ストップオーバー）の制限等の制約がございます。予めご確認ください。
- (7) 旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なります。お客様ご自身でご確認ください。パスポートの残存有効期間不足や査証の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、ご注意ください。
- (8) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(9) 海外から当社へのお電話はパーソナルコール（指名電話）をお願いいたします。コレクトコールはお受け致しませんのでご了承ください。

当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。

(10) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(11) 本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求下さい。当社旅行業約款は当社ホームページ（<http://www.jatm.co.jp>）からもご覧になれます。運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

«総合旅行業務取扱管理者に関して»

東京本社：田口健太郎

大阪支店：成川知保

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、取扱管理者にお問い合わせ下さい。

«（国内・海外）旅行保険への加入について»

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。当社は AIU 保険会社の代理店となっておりますので、当社へご請求下さい。旅行保険に関しましての詳細やご加入は、当社ホームページ（<http://www.jatm.co.jp>）をご覧ください。